

地図作成についてのお知らせ

福井地方法務局

福井地方法務局では、平成26年度の事業として、福井市下森田地区において、次のとおり登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成する作業を行っています。

地図を作成するに当たり、地域のみなさまの御理解と御協力をお願いいたします。

1 事業名

平成26年度不動産登記法第14条第1項地図作成作業

2 作業区域

福井市上森田一丁目、栄町、下森田町2字、3字、4字、5字、6字、7字、下森田桜町、下森田藤巻町、下森田本町、八重巻町8字（一部）、9字（一部）、10字（一部）

3 計画機関

福井地方法務局

4 作業機関

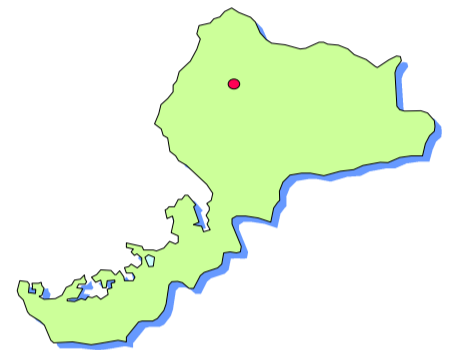
公益社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

5 管轄登記所

福井地方法務局登記部門

6 作業期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで



地図作成の効果

- 1 地図は、公共基準点に基づいた測量により作成しますので、土地の位置及び区画を明確に特定することができます。
- 2 地図は、管轄登記所に備え付けます。
- 3 土地ごとに、筆界点の座標値、辺長及び面積計算表を表記した図面（地積測量図）を作成して管轄登記所に備え付けます。
- 4 将来、土地の筆界が分からなくなっても、地図や地積測量図に基づいた復元測量をすることによって筆界を探すことができ、境界紛争などを未然に防ぐことができます。
- 5 地図作成の調査・測量の結果、現地の地目や面積が登記記録と一致しない場合は、登記官が調査・測量の結果に合わせるため登記を更正します。

お問合せ・連絡先

福井地方法務局登記部門筆界特定・地図整備室
〒910-8504 福井市春山一丁目1番54号
春山合同庁舎5階

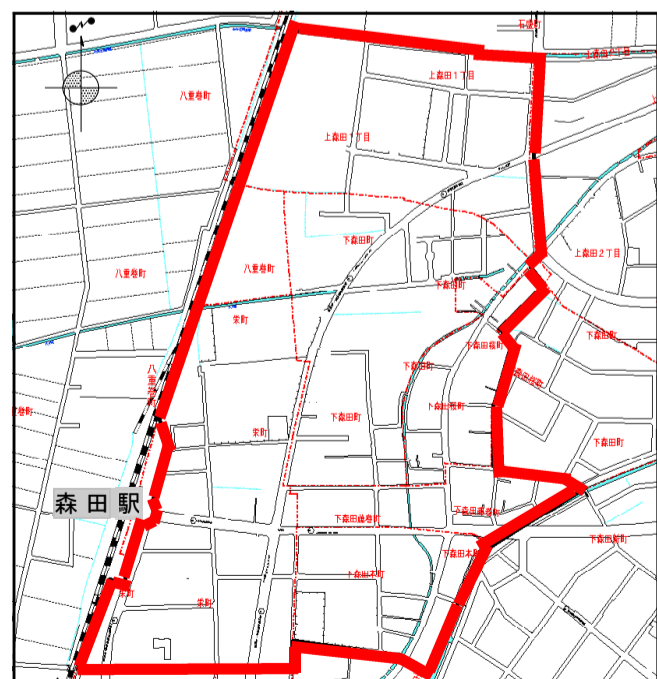
TEL 0776-22-4975

福井地方法務局地図作成現地事務所
（平成26年4月～平成27年3月）
〒910-0151 福井市栄町17の9番地
東田ビル3階

TEL・FAX 0776-56-0883

担当 金古・福田

平成26年度登記所備付地図作成
作業区域図（朱線範囲内）



登記所備付地図ができるまで

地図作成作業は、おおよそ以下の日程で進めていく予定です。

① 準備作業 (平成26年4月～6月)

地図作成地域のみなさまに対する説明会を開催します。また、道路、水路の現況調査、現況と地図の対照調査等、地図作成の基礎となる調査をします。



② 基準点測量 (平成25年度実施済み)

公共基準点を基に、地図作成地域に基準点を設置する作業です。一筆地測量の基礎となるものです。



③ 一筆地調査 (平成26年7月～9月)

土地所有者の方に立ち会っていただき、全ての土地の境界や地番、地目等を調査します。御確認いただけた場合、調書に署名、押印をお願いします。



④ 一筆地測量 (平成26年9月～10月)

基準点測量で設置した基準点から、全ての土地を測量し、土地の区画を確定します。



⑤ 面積計算・地図作成 (平成26年11月頃)

測量したデータを基に、土地の位置や区画を図示した縮尺500分の1の地図（地図原図）を作成するとともに、一筆ごとの面積を計算します。



⑥ 縦覧・異議申立て (平成26年12月)

地図原図及び地目や地積等の調査・測量結果を表した一覧表を、一定期間、土地所有者の方に縦覧していただき、誤りがあれば申し出ていただき対応します。



⑦ 登記・地図備付け (平成27年2月～3月)

調査・測量の結果、現地の地目や面積が登記記録と一致しない場合は、登記官が調査・測量の結果に合わせるため登記を更正し、作成した地図を「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けます。